

《 公共交通機関利用促進事業補助金交付の事務の流れ 》

補助事業実施前年度

- ① 申請者・・・毎年夏頃に各区長様等に照会される各種補助制度の要望確認において「公共交通機関利用促進事業補助金」を要望
- ⇒ 翌年度予算要求額の把握を目的としたものであり、翌年度の予算措置（事業実施）を確約するものではない。
 - ⇒ 市で予算化された場合は、この要望をもとに算定した額を補助金の上限額とする。

補助事業実施年度

- ② 申請者・・・事前に建築確認申請、国県市有地占用申請等の要否確認（必要・不要）
- ⇒（必要な場合は）⇒ 必要な各種申請 ⇒ 許可書交付確認
- ③ 申請者・・・補助金等交付申請書及び添付書類を提出して申請
- 【提出書類】 補助金等交付申請書
- 事業計画書
 - 収支予算書
 - 見積書（前年度に概算で提出したのではなく、実際に新設・修繕等を行う内容のもの）
 - 現況写真（外観・内観など）
 - 位置図
 - 新築・改築・大規模修繕の場合は、平面図・立面図
 - その他必要な書類
- ④ 市・・・・・・審査後、適正であれば補助金等交付決定通知書を申請者に送付
- ⑤ 申請者・・・申請内容に基づいて事業を実施（着工） ※ ④が届くまで着工不可
- ⑥ 申請者・・・事業完了後、実績報告書及び添付書類を提出して報告
- 【提出書類】 実績報告書
- 収支決算書
 - 対象事業費の証拠書類（契約書・領収書等の写し）
 - 写真（着手前・工事中・完成、外観・内観など）
 - その他必要な書類
- ⑦ 市・・・・・・申請額よりも安価に完成した場合は、補助金額を再計算し、その金額で補助金等確定通知書を申請者に送付
- ⑧ 市・・・・・・審査後、適正であれば指定された預金口座に補助金交付

※ご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。
糸魚川市産業部 都市政策課 計画交通係
電話 5 5 2 - 1 5 1 1（代）